

第1章 はじめに



1. 基本方針改定の趣旨
2. 基本方針の位置付け
3. 第2次田辺市総合計画等との関係性
4. 人権をめぐる動向

第1章 はじめに

1. 基本方針改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づいて、すべての人が等しく持っている固有の権利であり、個人としての生存と自由を確保し、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

すべての人の人権が尊重され、幸せを実感できるまちづくりを進めていくためには、自分の人権だけでなく、他人の人権についても正しく理解し、お互いに人権を尊重しあう人権共存の考え方が大切です。

本市では、2005（平成17）年10月に制定された田辺市民憲章の中に、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」と謳い、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言しました。

2007（平成19）年3月には「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念とした「第1次田辺市総合計画」を、また同月には「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とする「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしなが、人権施策を総合的かつ効果的に推進しています。その結果、市民の人権問題に対する意識と理解は広がりとし深まりを増し、一定の成果が得られましたが、社会を取り巻く人権問題は、女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題など、依然として解決すべき課題は多く、また近年では、^(*)インターネットを悪用した^{ひぼうちゅうしょう}誹謗中傷が顕著になるとともに、^(*)プライバシーの侵害や職場でのハラスメント（いじめ、嫌がらせ）、子どもの貧困問題など、複雑かつ深刻化しています。

さらに、2011（平成23）年の東日本大震災や紀伊半島大水害、またその後における自然災害において多くの生命、財産等が失われるとともに、災害時における避難所運営等での人権問題も顕在化しています。

こうした状況の中、2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」に続いて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下^(*)「ヘイトスピーチ解消法」という。）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行され、人権問題解消のための法整備が進んでいるところです。

本市では、これまでの取組の精神を引き継ぎながら、人権を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、基本方針の改定を行うものです。

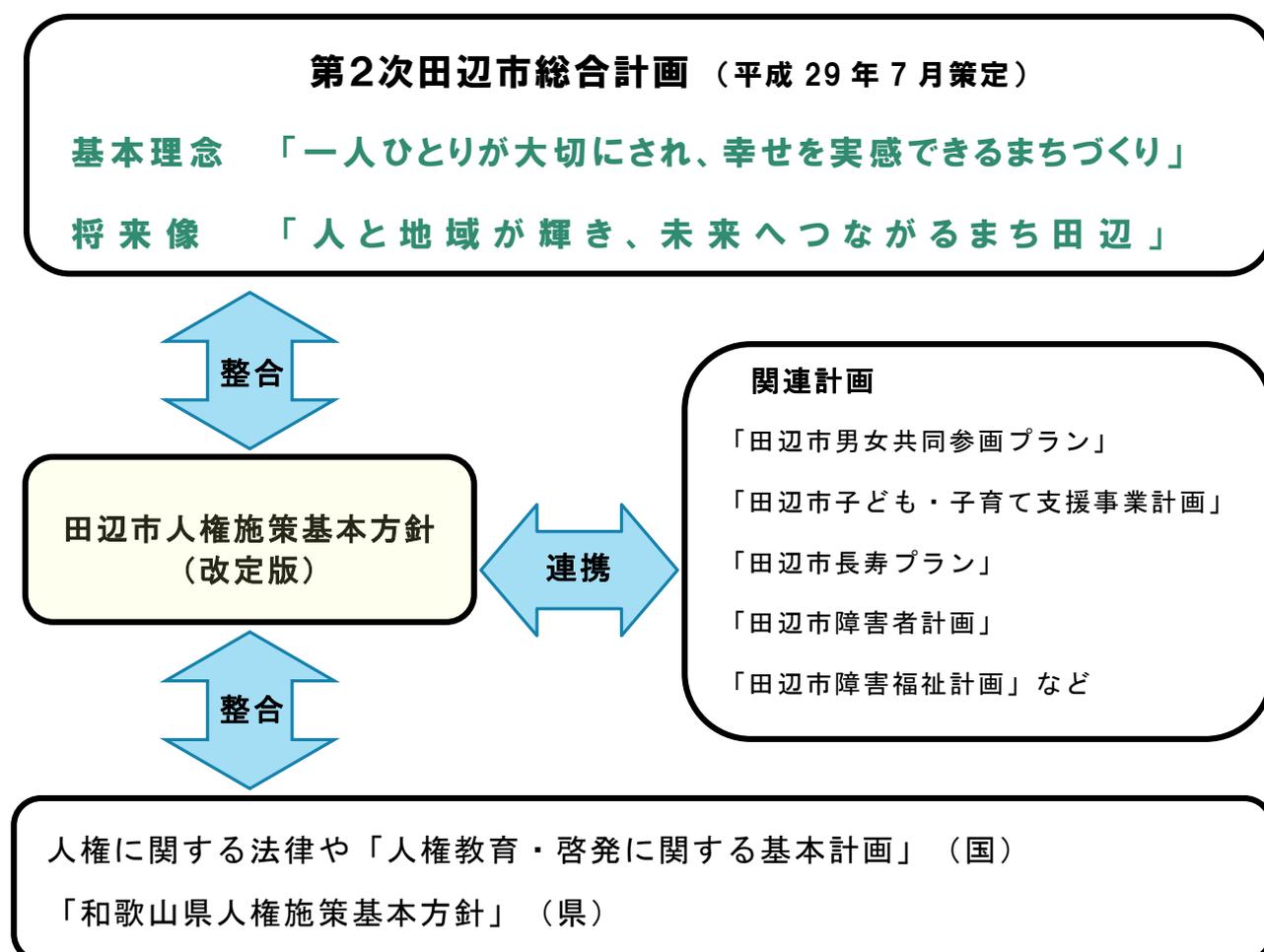
2. 基本方針の位置付け

この基本方針は、日本国憲法に定める基本的人権の尊重の原則を踏まえた、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づいています。

また、策定にあたっては、人権に関する法律をはじめ、「人権教育・啓発に関する基本計画（国）」、「和歌山県人権施策基本方針（県）」及び「第2次田辺市総合計画（市）」等との整合性を図るとともに、市民、行政及び関係機関等が連携して人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示したものです。

3. 第2次田辺市総合計画等との関係性

この基本方針は、第2次田辺市総合計画を上位計画とし、基本理念「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」のもと、まちの将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現をめざすとともに、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしながら、今後も人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、関連部局の諸計画と連携をするものです。



4. 人権をめぐる動向

(1) 国際的な動向

人類の歴史の中で、20世紀は科学技術が急速に発達して人々の夢をはぐくみ、私たちの生活に快適さと豊かさをもたらしました。

その一方で、二度にわたる世界大戦では、人権剥奪・人権侵害・人権抑圧等が多く発生しました。特に、第二次世界大戦は「平和のないところに人権は存在し得ない」という大きな教訓を人々に与え、「人権の尊重が平和の基礎である」ということが世界の共通認識となりました。

この精神が1948（昭和23）年に、国際連合（以下「国連」という。）で採択された「^(*)世界人権宣言」に表され、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と、全世界に表明しています。国連では、1965（昭和40）年に「^(*)あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）」を、1966（昭和41）年には「世界人権宣言」の理念をより具体化し、各国の実施を義務付けるために「国際人権規約」を採択しました。

その後も、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女性差別撤廃条約」という。）」、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」などを採択するとともに、「国際人権年」をはじめ「国際婦人年」「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を定め、各国に人権確立への取組を提唱してきました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、世界各地では地域紛争やテロが多発し、人権侵害や貧困・飢餓・難民問題など、生命に関わる深刻な問題が表面化し、世界人権宣言の精神が揺らぐ懸念^{けねん}が生じてきました。

こうした厳しい国際社会の状況を背景に、国連では、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、人権教育を通して「^(*)人権の文化」を世界中に築くための国際的な取組が進められました。その後、この終了を受け、国連は、2004（平成16）年には「人権教育のための世界計画」を、2006（平成18）年には「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」を採択し、多くの国で人権課題の解決に対する取組が進められています。

さらに、2011（平成23）年には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受^{きょうじゅ}する権利を持つこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を、2015（平成27）年には、貧困や不平等、格差、気候変動などの様々な問題を解決することを目的とした「持続可能な開発目標（SDGs）^{エスディージーズ} 65ページ参照」が採択され、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されています。

(2) 国内の動向

わが国では、1947（昭和22）年に「国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重」を三原則とする「日本国憲法」が施行され、この三原則の一つである「基本的人権の尊重」の理念に基づき、国内の人権尊重・人権擁護に向けた様々な取組が行われています。

1956（昭和31）年の国連加盟以降は、国際社会の一員として1979（昭和54）年の「国際人権規約」をはじめ、1985（昭和60）年の「女性差別撤廃条約」、1994（平成6）年の「子どもの権利条約」、2014（平成26）年の「障害者権利条約」など、人権に関する規約や条約を批准してきました。

また、日本固有の人権課題である同和問題については、1961（昭和36）年に「同和对策審議会」が設置され、1965（昭和40）年の「^(*)同和对策審議会答申」において「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とされました。

これを踏まえて、1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法」が施行され、以降は二度にわたる法改正等を経て、2002（平成14）年までの33年間にわたって同和問題の解決に向けた様々な取組が実施されました。この同和問題解決に向けての取組は、わが国における人権確立への歩みの中で大変重要な役割を果たしました。

こうした流れの中で、1996（平成8）年に「人権の擁護に関する施策を推進するための法律」が制定され、1997（平成9）年に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、その推進へとつながりました。

その後、「人権擁護推進審議会」が設置され、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度のあり方について審議が行われました。

2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされました。

近年では、女性や子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や「障害者差別解消法」の制定、「障害者の雇用の促進に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策法」という。）」、「^(*)ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」など、様々な人権問題解消に関わる新しい法律や枠組みの整備が進んでいます。

今後も、あらゆる差別のない社会を実現するため、国及び地方公共団体には、社会情勢の変化等に対応した、相談体制の充実や人権教育・啓発の推進等に取り組むことが求められています。

第1章 はじめに

(3) 和歌山県の動向

和歌山県においては、人権尊重の社会づくりに向けて先導的役割を果たしてきたのは、同和問題解決への取組であり、同和問題の解決を県政の重要課題と位置付けて、市町村とともに総合的・計画的に推進してきました。

1948（昭和23）年には、国に先駆けた独自施策として「地方改善事業補助制度」を創設しました。

1952（昭和27）年には、県の^{しもん}諮問機関として「和歌山県同和問題研究委員会」を設置し、同和問題解決に向けた調査研究や実態を踏まえた取組を実施してきました。

また、1956（昭和31）年には、同研究委員会を同和問題解決のための指導や実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」へと発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開してきました。

その後、国連の動向を受けて「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を策定し、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題について分野別の計画を策定するなど、課題解決のための各種施策に積極的に取り組んできました。

そして、2002（平成14）年には、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざした「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、この条例に基づいて「和歌山県人権施策推進審議会」を設置し、人権行政の政策提言機能の充実を図っています。

2004（平成16）年には、「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

この基本方針は、2010（平成22）年には改定を行い、年齢層や発達段階に応じた啓発の実施や、企業等における自主的・主体的な人権に関する取組の支援等に努めてきました。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い人権問題が複雑、多様化していく中で、新たな人権課題の解決に向け、これまでの取組の精神を引き継ぐとともに、人権に関する法令や計画等の動きを踏まえ、2015（平成27）年には「和歌山県人権施策基本方針（第二次改定版）」を策定し、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めています。

また、あらゆる人権に関する教育啓発の拠点として「^(*)公益財団法人和歌山県人権啓発センター」を設置し、人権教育・啓発活動を総合的に推進しています。

(4) 田辺市の取組

合併前の旧5市町村では、戦後の早い時期から、住民と行政が連携し、様々な場と機会を捉えながら、同和問題の解決を中心とした人権施策に取り組んできました。

また、国や県の行動計画に基づき、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ効果的に推進するために、基本計画の策定や市内の機構改革等を行ってきました。

このような中、2005（平成17）年5月1日、これまでの田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町は市町村合併によって、新しい「田辺市」となりました。本市では、同年に田辺市民憲章を制定し、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言するとともに、同年、「田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱」を定め、人権行政の政策提言機能の充実を図っています。

2006（平成18）年12月に、市長を本部長とする「田辺市人権施策推進本部」を設置し、2007（平成19）年3月には「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とする「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしながら、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ効果的に推進しています。

さらに、2013（平成25）年10月には、個人の住民票や戸籍謄本が、身元調査で不正に取得されることを抑止するため、「田辺市事前登録による本人通知制度」を開始しています。

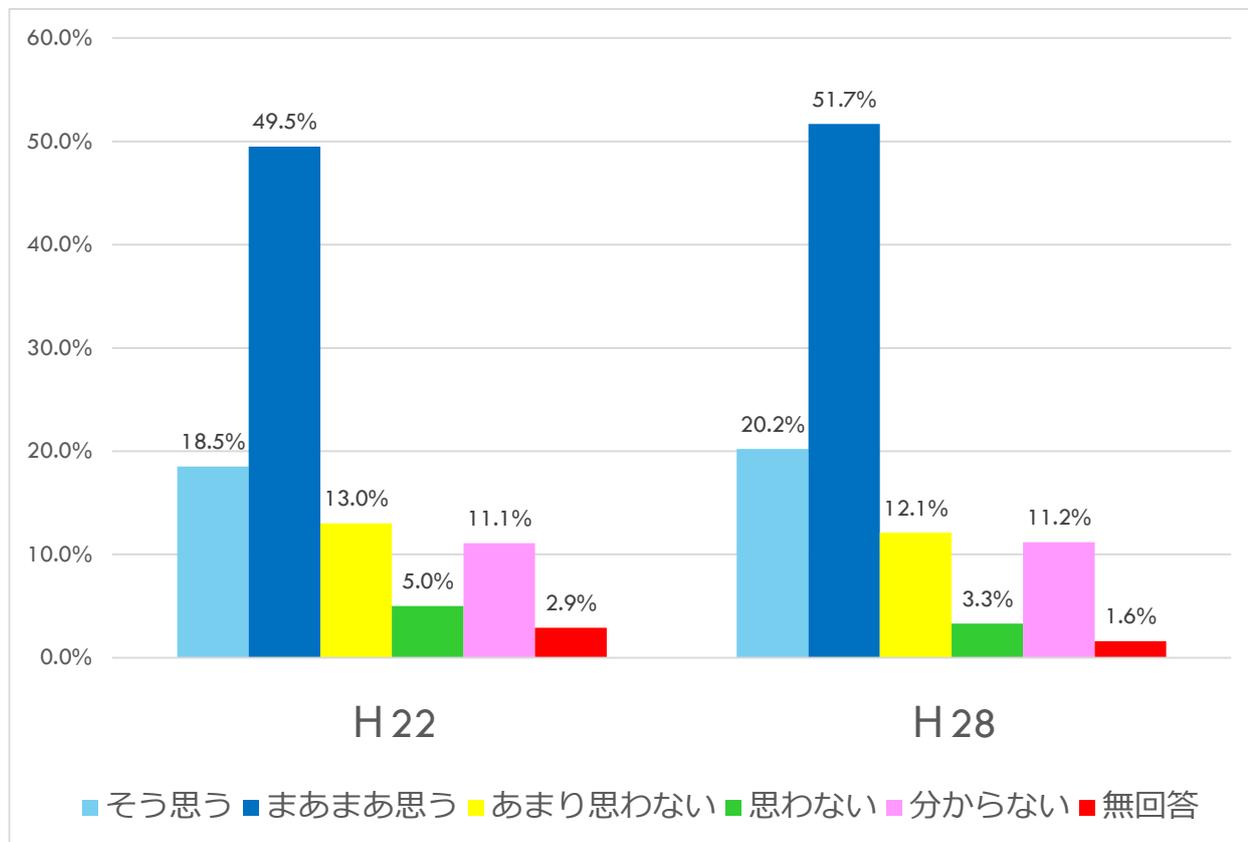
本市では、これまで同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害のある人など様々な人権問題の解消をめざし、家庭や地域、職場や学校等のあらゆる場において、お互いの人権が尊重されるよう人権教育・啓発活動を積極的に展開してきました。

その結果、市民の人権問題に対する意識と理解は広がりや深まりを増し、一定の成果が得られました。

しかしながら、近年、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、様々な人権課題の解決に向けた取組や、法令・諸計画の動きへの対応も踏まえ、人権施策を総合的に推進するための指針として、平成30年度に「田辺市人権施策基本方針」の改定を行い、今後は、この基本方針に基づき、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ継続的に推進していきます。

■「第2次田辺市総合計画策定に関するアンケート」結果より抜粋

質問 身の周りで人権が守られていると思いますか。



- 7割の人が「身の周りで人権が守られている」と思っている。
- 前回調査と比べ、意識は改善（+3.9ポイント）している。

2016（平成28）年度に実施した第2次田辺市総合計画策定に関するアンケートでは、「身の周りで人権が守られていると思いますか。」という質問に対し、「そう思う」と「まあまあ思う」の合計が71.9%、「あまり思わない」と「思わない」の合計が15.4%という結果でした。

2010（平成22）年度に比べて「そう思う」と「まあまあ思う」の合計は3.9ポイント上昇し、「あまり思わない」と「思わない」の合計は2.6ポイント減少しています。